

*J60745-2-16 (H14)*

手持ち型電動工具の安全  
パート 2 : タッカーの個別要求事項

この電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準は、  
I E C 6 0 7 4 5 - 2 - 1 6 ( 1 9 9 3 ) に対応している基準である。

## 手持ち型電動工具の安全

### パート 2：タッカーの個別要求事項

#### 1 適用範囲

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

##### 1.1 置換：

この規格はタッカーに適用する。

#### 2 用語の定義

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

##### 2.2.23 置換：

通常負荷とは、製造者の説明書に指定されたファスナー（ピン、釘及びステーブル等）を使用して、銘板に表示された毎分又は毎秒当たりの操作回数に一致する速度で木又はこれに類する材料に対して工具を連続運転した時に工具にかかる負荷を意味する。

注－ 製造者は通常の使用をシミュレートするために特別固定具を提供することができる。

追加定義：

##### 2.2.101 タッカーとは、木又はこれに類する材料に固定するために、たとえば金属ピン、釘及びステーブルのようなファスナーを使用する工具である。

#### 3 一般要求事項

パート 1 のこの項目を適用する。

#### 4 試験に関する共通事項

パート 1 のこの項目を適用する。

#### 5 定格

パート 1 のこの項目を適用する。

#### 6 区分

パート 1 のこの項目を適用する。

#### 7 表示

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

##### 7.1 修正：

定格入力又は定格電流を表示する必要はない。

追加：

－ 毎分又は毎秒当たりの最大操作回数

##### 7.6 追加：

毎分又は毎秒当たりの最大操作回数は“.../min”又は“.../s”という記号で表示しなければならない。

##### 7.13 追加：

推奨ファスナーのタイプ及び寸法又は製造者参照番号を説明書に表示しなければならない。

タッカーには、使用者及び周囲の他の人の負傷の危険を最小限に抑えるため、工具の

安全な使用法に関する十分な情報を示した取扱説明書を添付しなければならない。

## 8 感電に対する保護

パート 1 のこの項目を適用する。

## 9 始動

パート 1 のこの項目を適用する。

## 10 入力及び電流

パート 1 のこの項目を適用する。

## 11 温度上昇

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

### 11.4 置換：

定格運転時間に等しい期間、又は関係表示がない場合には通常負荷に規定された条件の下で30分間工具を運転する。運転期間の終了時に温度上昇を測定する。

## 12 漏洩電流

パート 1 のこの項目を適用する。

## 13 無線及びテレビ妨害抑制

パート 1 のこの項目を適用する。

## 14 耐湿性

パート 1 のこの項目を適用する。

## 15 絶縁抵抗及び耐電圧

パート 1 のこの項目を適用する。

## 16 耐久性

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

### 16.2 置換：

第 1 パラグラフを下記に置き換える。

定格電圧の1.1倍に等しい電圧で24時間、次いで定格電圧の0.9倍に等しい電源電圧で24時間、ファスナーを使用せずに、通常負荷に規定された条件の下で工具を間欠的に運転する。

注

- 1 無負荷運転で工具が過大な機械的応力を受けないように注意すべきである。そのために、製造者は特別試験装置を提供するか、工具に必要な表示を提案することができる。
- 2 試験中、必要に応じて、製造者の説明に従って工具を潤滑しなければならない。
- 3 試験中、結果的に故障し得る機械的部品は、電気的安全性を損なわなければ交換してもよい。

## 17 異常運転

パート 1 のこの項目を適用する。

## 18 機械的危険

下記を除き、パート 1 のこの項目を適用する。

**18.1 追加：**

タッカーは不注意による始動を回避するための装置をもたなければならない。さらに、まず操作スイッチ又は自由射出インターロック機構を初期位置に戻さないかぎり、ファスナー又は釘を連続的に射出することが可能であってはならない。

質量が0.3 gを超えるか、又は打ち込み長さが25mmを超えるファスナー又は釘を使用するように設計されたタッカーは、製造者が予見できるファスナー又は釘が自由空気中に射出された時の速度が工具を離れる時点で15m/s以上である場合、工具の最大質量の1.25倍の力か工具の最大質量に5Nを加えた力のどちらか大きい方の力で工具を工作物に押し付けないかぎり、工具を操作することが可能であってはならない。

適否は目視検査並びに工具のあらゆる可能な使用位置での実地試験により判定する。

**19 機械的強度**

パート 1 のこの項目を適用する。

**20 構造**

パート 1 のこの項目を適用する。

**21 内部配線**

パート 1 のこの項目を適用する。

**22 部品**

パート 1 のこの項目を適用する。

**23 電源接続並びに外部可撓ケーブル及びコード**

パート 1 のこの項目を適用する。

**24 外部電線用端子**

パート 1 のこの項目を適用する。

**25 アース接続**

パート 1 のこの項目を適用する。

**26 ねじ及び接続**

パート 1 のこの項目を適用する。

**27 沿面距離、空間距離及び通し絶縁物距離**

パート 1 のこの項目を適用する。

**28 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性**

パート 1 のこの項目を適用する。

**29 耐腐食性**

パート 1 のこの項目を適用する。

## 附属書

パート 1 の附属書を適用する。